

## 令和 8 年第 5 回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 2 時 0 0 分

場 所 市役所 5 階 正庁

### 2. 会議構成人員（3 8 名）

出席農業委員（1 7 名）

欠席農業委員（2 名）

出席農地利用最適化推進委員（1 8 名）

欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 4 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより、令和8年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が3件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が3件、農用地利用集積等促進計画関係が27件、合わせて34件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定により議事録署名人ではありますが、議長指名ということで異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

◎欠席者の報告

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

令和8年5月29日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局に説明させます。

事務局 農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
す。

会 長 農地法第3条その1について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 5 月 24 日に、委員と、譲渡人と譲受人の立会いの下、現地確認を行いました結果、申請内容に間違いがないということで、今回の申請による周辺の農地への影響は、特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 2 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 5 月 24 日、委員と、譲渡人に電話で確認をしました。間違いのないことです。現地調査の立会いには来ることができないということで、行政書士と譲受人の父に立ち会っていただき現地調査を行いました。申請内容に間違いのないことです。現地は譲受人の屋敷の周りでありまして、周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その 2 について原案のとおり決定いたします。

農地法第 3 条その 3 について審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る 5 月 24 日、委員と、譲渡人に電話で確認をいたし、間違いのないことでした。現地調査の立会いには来れないということで、行政書士と譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。また、一部金山の隅に畑がありまして、金山地区担当の委員 2 名にも立ち会っていただきまして現地調査を行いました。今回の申請による農地周辺への影響は出ず、問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その 3 について原案のとおり決定いたします。

◎議案第 2 号

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定による転用のための申請があったので、同条第 4 項及び同条第 5 項の規定により審議するものとする。

令和 8 年 5 月 29 日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第 4 条その 1 について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、5 ページをご覧ください。

農地法第 4 条その 1 について説明申し上げます。

【その 1 朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第 3 種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る 5 月 24 日、委員と、申請人、申請人の母親立会いの下、現地調査を行いました。申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その 1 について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第 3 号

会 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。

令和8年5月29日提出。会長大戸文治。

会 長 農地法第5条その1について審議いたします。

事務局に説明させます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

農地法第5条その1、一時転用事業について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る5月26日、委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおりに決定いたします。

農地法第5条その2について審議いたします。

事務局より説明させます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その2、一時転用事業について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、農振農用地となります。

転用許可の基準としましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 この案件につきましては、5月27日、地区担当委員と、設定人、被設定人と現地確認を行いました。申請内容に問題はなく、周辺農地への影響もないと判断いたしました。

皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議いたします。

事務局より説明させます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請についてですが、5月26日、委員と譲渡人の委任のもと、行政書士事務所の方、それから譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを審議いたします。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。

令和8年5月29日提出。会長大戸文治。

会 長 事務局より説明があります。

事務局 それでは、27ページをご覧ください。

議案第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が出し手から借り受けた農地を、借受け希望者へ貸し付ける際の促進計画案について、市長より農業委員会へ意見を求められております。

今回、公社が中間管理権を取得し、借受け希望者に配分する農地の面積は、27ページの番号1から31ページの番号12までで、田10万6,305平米、畑1万4,410平米、権利の種類は賃借権6件、使用貸借権6件となっております。

また、公社と借受者の契約を合意解約した農地で、新たな借受け希望者に再転貸するものでは、31ページの番号13から36ページの番号27で、面積は、田6万237平米、権利の種類は、賃借権4件、使用貸借権11件となっております。

農地中間管理事業の推進に関わる法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして回答してよろしいかご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画についてご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、意見がない旨を報告いたします。

---

#### ◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議を終了いたします。

その他、皆様から何かご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局より申し上げます。

次回総会、6月30日火曜日、午後2時より、場所変わりをしまして、サンフレッシュ白河で開

催いたします。お間違えのないようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和8年第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時36分)

---